



SMTB年金ニュース

(平成26年11月20日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

代行保険料率算定届出書及び 財政再計算報告書の提出期限

厚生年金保険の財政の現況及び見通し（厚生年金本体の財政検証結果）が公表されたことに伴うパブリックコメント手続きが実施されておりますが、今般、代行保険料率算定に関連する数理関係書類の提出期限について、厚生労働省より以下のとおり確認を得ました。

《提出期限》

- ・ 代行保険料率算定届出書・・・平成26年12月末
- ・ 財政再計算報告書(*)・・・平成27年2月末

(*)平成26年3月31日を基準として財政再計算を実施する基金が対象

(参考) 厚生年金本体の財政検証結果公表に伴うパブリックコメント手続き一覧

- ・ [免除保険料率の算定等に関する告示及び厚生労働省令の一部改正](#)（平成26年10月17日付）
- ・ [代行保険料率算定基準の改正及び予定死亡率の改定](#)（平成26年10月22日付）
- ・ [最低積立基準額の算定の基礎となる予定死亡率の改正](#)（平成26年11月10日付）

以上

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店部等にご照会下さいますようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいますようお願い申し上げます。〔担当部署〕三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 〔電話番号〕03-6256-3595